

## 学校感染症と出席停止についてのお知らせ

次の表にある感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間、登校を停止し、しっかり治療するとともに、学校での流行を防いでください。

なお、医師から診断を受けましたら、至急学校へご連絡をお願いします。また次の表による出席停止の期間が過ぎましたら、学校感染症報告書に記入、押印の上、学校に提出してください。医療機関の治癒証明等は必要ありません。

### 学校感染症と出席停止期間の目安

分類	病名	出席停止の期間
<b>第一種</b> 感染症予防法の一類感染症及び二類感染症(結核を除く)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
<b>第二種</b> 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するか、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺も腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がすべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
<b>第三種</b> 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症(マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、感染性胃腸炎など)	医師の許可があるまで

キリトリ

年 月 日

### 学校感染症報告書

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

㊞

出席停止の理由 (診断名)	
出席停止の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
診察を受けた 医療機関名	

